

2 消安第 2777 号
令和 2 年 10 月 8 日

一般社団法人 全国植物検疫協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



イスラエル産ハス種のアボカドの生果実に関する植物検疫実施細則
の制定について

イスラエル産ハス種のアボカドの生果実の輸入に関し、「植物防疫法施行規則の一部を改正する省令」（令和 2 年農林水産省令第 70 号。以下「省令」という。）及び「植物防疫法施行規則別表 2 の付表第 72 のイスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」（令和 2 年 10 月 8 日農林水産省告示第 2777 号）が本日付けで公布及び施行（別添 1 及び別添 2）されたことに伴い、「イスラエル産ハス種のアボカドの生果実に関する植物検疫実施細則」を制定（別添 3）したのでお知らせします。

については、このことについて貴協会関係者への通知方お願いします。

○農林水産省令第七十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月八日

農林水産大臣 野上浩太郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表二（第九条関係）			
一 （略）	地 域	植 物	備考（対 象とする 検疫有害 動植物）
		<p>アキー、アボカド（付表第六十、第六十四、第七十及び第七十二に掲げるものを除く。）、あめだまのき、オールのスパイス、オリーブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、ククミス・デイブサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、ごれんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、フェイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バショウ属植物（成熟していない</p>	
一 （略）	地 域	植 物	備考（対 象とする 検疫有害 動植物）
		<p>アキー、アボカド（付表第六十、第六十四及び第七十に掲げるものを除く。）、あめだまのき、オールのスパイス、オリーブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、ククミス・デイブサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、ごれんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、フェイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バショウ属植物（成熟していないバナナの生</p>	

二〇七 (略)	<p>バナナの生果実を除く。)、パイヤ属植物(付表第一に掲げるものを除く。)、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物(付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。)、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。)、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物(付表第三十五に掲げるものを除く。)、なす科植物(付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。)、ばら科植物(付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。)、及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六及び第六十五に掲げるものを除く。)の生果実</p>	(略)
------------	---	-----

付表

一〇七十一 (略)

七十二 イスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二〇七 (略)	<p>果実を除く。)、パイヤ属植物(付表第一に掲げるものを除く。)、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物(付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。)、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。)、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物(付表第三十五に掲げるものを除く。)、なす科植物(付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。)、ばら科植物(付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。)、及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六及び第六十五に掲げるものを除く。)の生果実</p>	(略)
------------	--	-----

付表

一〇七十一 (略)

(新設)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千九百二十号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七十二の規定に基づき、イスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

令和二年十月八日

農林水産大臣 野上浩太郎

一 植物

イスラエル植物防疫機関が病害虫防除が行われるものとして指定したイスラエルの生産園地（以下「指定生産園地」という。）で生産されたハス種のアボカドの生果実（成熟したものを除く。以下同じ。）であること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三 生産地における検査及び証明

(一) イスラエル植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨の記載がされているイスラエル植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付されたものであること。

(二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。

イ 指定生産園地で生産されたものであること。

ウ 五のこん包施設でこん包されたものであること。

四 植物防疫官による確認

三の(一)の検査が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されていること。

五 こん包施設

こん包施設は、イスラエル植物防疫機関が検疫有害動植物について汚染防止措置が講じられているものとして指定した施設であること。

六 封印

各こん包又は束ねたこん包には、イスラエル植物防疫機関による封印がなされていること。

七 表示

三の(一)の検査が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

イスラエル産ハス種のアボカドの生果実に関する植物検疫実施細則

〔 令和2年10月8日付け2消安第2777号
消費・安全局長通知 〕

植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第72のイスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実に係る植物検疫の実施については、令和2年10月8日農林水産省告示第1920号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 指定生産園地

- (1) 告示1の指定生産園地は、別記様式1により、イスラエル植物防疫機関から、毎年の輸出期間の開始前までに、日本国植物防疫機関宛てに通知されるものとされている。なお、イスラエル植物防疫機関が指定生産園地の指定を変更し、又は取り消した場合は、その都度、日本国植物防疫機関宛てに通知するものとされている。
- (2) 告示1の指定生産園地においては、樹上から落下した生果実の除去及び生果実の収穫の管理が適切に行われているものとされており、イスラエル植物防疫機関は、輸出期間中に、月に1回以上、指定生産園地を調査し、樹上から落下した生果実の除去の状況及び生果実の収穫の状況の記録を確認するものとされている。
- (3) イスラエル植物防疫機関は、(2)の調査の結果を記録し、次年度の輸出期間が終了するまで保管するものとされている。

2 生産地における検査

- (1) 告示3の(1)の生産地における検査は、イスラエル植物防疫機関が、輸出される荷口の生果実が指定生産園地で生産され、告示5のこん包施設における生果実の選別及びこん包（以下「選別及びこん包」という。）が実施されたものであることを確認した上で、荷口ごとに別表に掲げる検査こん包（箱）数を抽出して、ハス種のアボカドの生果実（成熟したものを除く。以下同じ。）以外の生果実がないこと及び生果実の切開調査を実施して、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエの付着がないことを確認することにより行うものとされている。
- (2) (1)の検査の結果は、イスラエル植物防疫機関が記録し、次年度の輸出期間が終了するまで保管するものとされている。
- (3) (1)の検査の結果、ハス種のアボカドの生果実以外の生果実が発見された場合には、イスラエル植物防疫機関は、日本国植物防疫機関に通報するとともに、当該生果実が発見された原因について調査し、この原因が判明し、再発防止策について日本とイスラエルの間で合意されるまでは、当該生果実に係る荷口の選別及びこん包を実施したこん包施設で選別及びこん包が実施された生果実、並びに当該こん包施設に供給する全ての生産園地からの生果実の輸出を停止することとされている。
- (4) (1)の検査の結果、チチュウカイミバエが発見された場合には、イスラエル植物

防疫機関は、日本国植物防疫機関に通報するとともに、チチュウカイミバエが発見された原因について調査し、この原因が判明し、再発防止策について日本とイスラエルの間で合意されるまでは、生果実の輸出を停止することとされている。

3 植物防疫官による確認

- (1) 告示4の植物防疫官による確認は、原則として、年1回以上、生果実の輸出期間中に、1の(3)、2の(2)及び4の(4)のイスラエル植物防疫機関の記録により、生産地における検査が1の(2)、2の(1)及び4の(3)の規定によりの確に実施されたことを、植物防疫官が確認することをもって行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めるときは、これに加え、随時、実地検査により指定生産園地における収穫管理、生産地における検査、選別及びこん包が的確に実施されたことを確認するものとする。
- (2) (1)の確認の結果、生産地における検査が的確に実施されていないと植物防疫官が判断した場合、植物防疫官は、イスラエル植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査することを求めるものとする。なお、イスラエル植物防疫機関は、その原因が判明するまでは、以後の輸出を停止するものとされている。

4 こん包施設

- (1) 告示5のこん包施設は、別記様式2により、イスラエル植物防疫機関から、毎年の輸出期間の開始前までに、日本国植物防疫機関宛てに通知されるものとされている。なお、イスラエル植物防疫機関がこん包施設の指定を変更し、又は取り消した場合は、その都度、日本国植物防疫機関宛てに通知するものとされている。
- (2) 告示5のこん包施設においては、日本向けの生果実が選別及びこん包されている間は、日本向けの生果実以外のものについて、こん包施設への搬入又はこん包施設における選別及びこん包を実施しないものとされている。
- (3) (2)の選別及びこん包は、イスラエル植物防疫機関の立会いの下で行われ、ハス種のアボカドの生果実以外の生果実が混入しないように行われるものとされている。
- (4) イスラエル植物防疫機関は、(3)の立会いの結果を記録し、次年度の輸出期間が終了するまで保管するものとされている。

5 表示

告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示及び仕向地が日本である旨の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで表示されるものとされている。

- (1) 輸出植物検疫終了の表示

INSPECTED BY PPIS

- (2) 仕向地の表示

EXPORTED HASS AVOCADO FOR JAPAN

6 輸入検査

- (1) 植物防疫官は、輸入港において、生果実、添付されている植物検疫証明書、告示6の封印及び告示7の表示を確認して輸入検査を行うものとする。
- (2) 植物防疫官は、(1)において、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の封印がなされていない場合又は告示7の表示がなされていない場合は、当該アボカドの生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該アボカドの生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。
- (3) ハス種のアボカドの生果実以外の生果実が発見された場合は、植物防疫官は次の措置を講ずるものとする。
- ア ハス種のアボカドの生果実以外の生果実が発見された荷口を所有し、又は管理する者に対し、当該荷口について、全量の廃棄又は返送を指示すること。
- イ ハス種のアボカドの生果実以外の生果実が発見されたことをイスラエル植物検疫機関に通報するとともに、その原因についてイスラエル植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査し、その原因が判明し、再発防止策について日本とイスラエルとの間で合意されるまでは、当該荷口の選別及びこん包を実施したこん包施設で選別及びこん包が実施された生果実、並びに当該こん包施設に供給する全ての生産園地からの生果実の以後の輸入検査を中止すること。
- (4) チチュウカイミバエが発見された場合は、植物防疫官は、次の措置を講ずるものとする。
- ア チチュウカイミバエが発見された荷口を所有し、又は管理する者に対し、当該荷口について、全量の廃棄又は返送を指示すること。
- イ チチュウカイミバエが発見されたことをイスラエル植物検疫機関に通報するとともに、その原因についてイスラエル植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査し、その原因が判明し、再発防止策について日本とイスラエルとの間で合意されるまでは、以後の輸入検査を中止すること。

別表(2の(1)関係)

[規定抽出量]

荷口の大きさ (こん包(箱)数)	検査こん包(箱)数	切開調査果実数
1-4	全て	10
5-99	5	20
100-239	12	30
240-	14	30

別記様式1（1の（1）関係）

指定生産園地一覧

指定番号 (コード)	設置場所	ハス種以外のアボカドの 栽培の有無	生産者名	指定年月日	備考

別記様式2（4の（1）関係）

こん包施設一覧

指定番号 (コード)	場所	事業者名	指定年月日	備考